

「戸田市火災予防条例の一部改正」とは？



意見募集期間

平成30年3月1日 から 平成30年3月31日

Q. どういう内容なの？

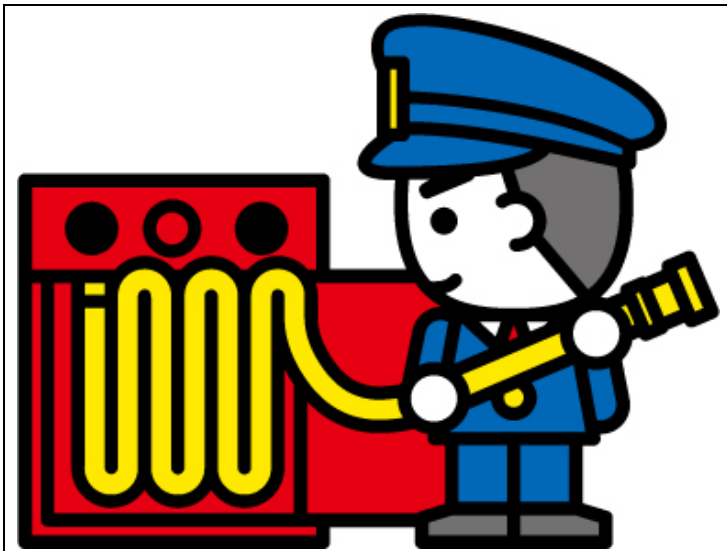
重大な消防法令違反（本来設置されていなければいけない設備が設置されていない）がある建物の情報を消防本部のホームページに公表するものです。

Q. 市民生活にどういう影響を与えるの？

建物の利用者の方が自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるようにするものです。

飲食店など、不特定多数の人が出入りする建物で、重大な消防法令違反がある場合、その建物の建物名称、住所、違反の内容を消防本部のホームページで公表することができるようになります。

イメージ、写真 等



皆様のご意見をお待ちしています！

